

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
1	別表第7（第2条関係）				別表第7（第2条関係）				
	道路交通法関係事務手数料				道路交通法関係事務手数料				
	事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等	
	[略]				[略]				
	5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	[略]	法第97条第1項の適用を受けない場合 4,600円 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 7,700円	5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	[略]	法第97条第1項第1号又は第2号に	4,400円 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 7,400円
	普通自動車免許に係る試験	[略]	1,800円		普通自動車免許に係る試験	[略]	1,750円		

	該当して同項の適用を受ける場合			
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	[略] 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,050円</u>	
特定第一種運転免許（大型	[略]			
	法第97条の2	[略]	<u>3,050円</u> 法第97条第1項第	

	該当して同項の適用を受ける場合			
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,850円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	[略] 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,100円</u>	
特定第一種運転免許（大型	[略]			
	法第97条の2	[略]	<u>2,950円</u> 法第97条第1項第	

特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	第1項の適用を受けない場合		2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,600円</u>	
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u>	
大型自動	[略]			

特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	第1項の適用を受けない場合		2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,500円</u>	
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,850円</u>	
大型自動	[略]			

	車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>4,600円</u>	[略]
	仮運転免許に係る試験	[略]			
		法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>3,000円</u> 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,550円</u>	
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]	[略]	<u>3,850円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,950円</u>	
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]	[略]	<u>4,050円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	

	車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>4,550円</u>	[略]
	仮運転免許に係る試験	[略]			
		法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>2,850円</u> 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,400円</u>	
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]	[略]	<u>3,650円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,650円</u>	
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]	[略]	<u>3,850円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	

			<u>4,900円</u>	
7 法第 100条 の2第 1項の 再試験	普通自動車免許 に係る再試験	[略]	[略] 法第100条の2第 2項の普通自動車 の運転について必 要な技能について 行う試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合 2,800円	
	大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	[略]	<u>1,700円</u> 法第100条の2第 2項の大型自動二 輪車又は普通自動 二輪車の運転につ いて必要な技能に ついて行う試験を 公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 3,250円	
	原動機付自転車 免許に係る再試 験	[略]	<u>1,000円</u>	
[略]				
9 法第	第一種運転免許	[略]	<u>3,600円</u>	

			<u>4,750円</u>	
7 法第 100条 の2第 1項の 再試験	普通自動車免許 に係る再試験	[略]	[略] 法第100条の2第 2項の普通自動車 の運転について必 要な技能について 行う試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合 2,850円	
	大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	[略]	<u>1,750円</u> 法第100条の2第 2項の大型自動二 輪車又は普通自動 二輪車の運転につ いて必要な技能に ついて行う試験を 公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 3,300円	
	原動機付自転車 免許に係る再試 験	[略]	<u>1,050円</u>	
[略]				
9 法第	第一種運転免許	[略]	<u>3,500円</u>	

94条第2項の免許証の再交付	又は第二種運転免許に係る免許証の再交付			
	[略]			
[略]				
12	法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者のその限定の全部又は一部の解除の審査	[略]	1,550円 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 3,100円	
13	法第99条の2第4項の技能検定員資格者証の交付	[略]	1,200円	
14	法第99条の2第4項第1号イの審査	[略]	23,500円 [略]	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能	[略]	21,850円 [略]	

94条第2項の免許証の再交付	又は第二種運転免許に係る免許証の再交付			
	[略]			
[略]				
12	法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者のその限定の全部又は一部の解除の審査	[略]	1,450円 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 3,000円	
13	法第99条の2第4項の技能検定員資格者証の交付	[略]	1,100円	
14	法第99条の2第4項第1号イの審査	[略]	23,450円 [略]	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能	[略]	21,700円 [略]	

	検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの			
15	法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付	[略]	<u>1,200円</u>	
16	法第99条の3第4項第1号イの審査	[略]	<u>15,000円</u> [略]	
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>9,450円</u> [略]	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの	[略]	<u>12,850円</u> [略]	
[略]				

	検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの			
15	法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付	[略]	<u>1,100円</u>	
16	法第99条の3第4項第1号イの審査	[略]	<u>14,950円</u> [略]	
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>9,400円</u> [略]	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの	[略]	<u>12,750円</u> [略]	
[略]				

18 法第 108条 の2第 1項各 号に掲 げる講 習	法第108条の2第 1項第1号に掲 げる講習	[略]	講習 1時間 <u>700円</u>		
	法第108条の2第 1項第2号に掲 げる講習	[略]	講習 1時間 <u>2,450円</u>	[略]	
	法第108条の2第 1項第3号に掲 げる講習	[略]	講習 1時間 <u>2,200円</u>		
	法第108 条の2第 1項第4 号に掲げ る講習	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許に係 る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,700円</u>	
		[略]			
	法第108 条の2第 1項第5 号に掲げ る講習	大型自 動二輪 車免許 に係る 講習	[略]	講習 1時間 <u>4,150円</u>	
	普通自 動二輪 車免許 に係る 講習	[略]	講習 1時間 <u>4,050円</u>		

18 法第 108条 の2第 1項各 号に掲 げる講 習	法第108条の2第 1項第1号に掲 げる講習	[略]	講習 1時間 <u>750円</u>		
	法第108条の2第 1項第2号に掲 げる講習	[略]	講習 1時間 <u>2,350円</u>	[略]	
	法第108条の2第 1項第3号に掲 げる講習	[略]	講習 1時間 <u>2,100円</u>		
	法第108 条の2第 1項第4 号に掲げ る講習	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許に係 る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,650円</u>	
		[略]			
	法第108 条の2第 1項第5 号に掲げ る講習	大型自 動二輪 車免許 に係る 講習	[略]	講習 1時間 <u>4,100円</u>	
	普通自 動二輪 車免許 に係る 講習	[略]	講習 1時間 <u>4,000円</u>		

[略]				
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>3,150円</u>	
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,250円</u>	
[略]				
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,100円</u>	[略]
	大型自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,750円</u>	
	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,600円</u>	
	原動機付自転車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,450円</u>	

[略]				
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>3,100円</u>	
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,300円</u>	
[略]				
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,050円</u>	[略]
	大型自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,700円</u>	
	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,550円</u>	
	原動機付自転車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,400円</u>	

法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	[略]	<u>600円</u>	
	法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	[略]	<u>950円</u>	
	法第92条の2第1項の表の備考1	[略]	<u>1,500円</u> 道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号。以下この表において「施行	

法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	[略]	<u>500円</u>	
	法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	[略]	<u>800円</u>	
	法第92条の2第1項の表の備考1	[略]	<u>1,350円</u> 道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号。以下この表において「施行	

	の4に規定する違反運転者等に対する講習		令」という。)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習である場合 <u>950円</u>	
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	[略]	<u>5,800円</u> 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査の結果に基づいて受ける場合 <u>5,350円</u>	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者	[略]	<u>2,350円</u>	

	の4に規定する違反運転者等に対する講習		令」という。)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習である場合 <u>800円</u>	
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	[略]	<u>5,600円</u> 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査の結果に基づいて受ける場合 <u>5,200円</u>	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者	[略]	<u>2,250円</u>	

		に対する講習			
	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>13,350円</u>	
		運転者の資質の向上に資する活動を伴う場合	[略]	<u>9,200円</u>	
19	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習又は同項第13号に掲げる講習の通知		[略]	<u>850円</u>	
[略]					
21	法第108条の2第2項の講習	施行令第37条の6第2号の講習	[略]	<u>1,500円</u>	
		[略]			
	2項の講習	施行令第37条の6	特定任	[略]	<u>5,800円</u>

		に対する講習			
	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>13,200円</u>	
		運転者の資質の向上に資する活動を伴う場合	[略]	<u>9,050円</u>	
19	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習又は同項第13号に掲げる講習の通知		[略]	<u>900円</u>	
[略]					
21	法第108条の2第2項の講習	施行令第37条の6第2号の講習	[略]	<u>1,350円</u>	
		[略]			
	2項の講習	施行令第37条の6	特定任	[略]	<u>5,600円</u>

の2の講習	意高齢者簡易講習以外の講習	法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査の結果に基づいて受ける場合	5,350円
[略]			

の2の講習	意高齢者簡易講習以外の講習	法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査の結果に基づいて受ける場合	5,200円
[略]			

2 別表第7（第2条関係）

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	

別表第7（第2条関係）

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	
	法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	自転車運転者講習手数料	1時間 1,900円
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。